



人事・労務に役立つ NEWS LETTER

事務所通信

発行: 萩野事務所

〒262-0032 千葉市花見川区幕張町 6-73-4

TEL 043-272-3081 FAX 043-274-3362

9

2021

適用済み改正

雇用保険の雇用継続給付に係る支給限度額等の変更

令和3年8月から、雇用保険の高年齢雇用継続給付の支給限度額等が変更されています。これを機に、高年齢雇用継続給付の支給額の計算の仕組みを再確認しておきましょう。

【前提】高年齢雇用継続給付とは

雇用保険の被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の一般被保険者が、賃金が低下(60歳時点の賃金の75%未満に低下)した状態で働き続ける場合に支給されます。

同一事業所で働き続ける場合に支給される「高年齢雇用継続基本給付金」と、基本手当の受給後に再就職した場合に支給される「高年齢再就職給付金」の2種類に分かれます。



高年齢雇用継続給付の支給限度額等の変更

<高年齢雇用継続給付の支給限度額>

令和3年7月31日の時点：365,055円 → 令和3年8月1日から：360,584円

(補足) その他、下記の____の金額も変更

【確認】高年齢雇用継続給付の支給額

一の支給対象月(一暦月)について、賃金の低下の割合に応じて、次のように計算した額が支給されます。

- 支給対象月の賃金が「60歳到達時等の賃金の月額」に比べ61%未満に低下

……支給対象月の賃金×15%

- 支給対象月の賃金が「60歳到達時等の賃金の月額」に比べ61%以上75%未満に低下

……支給対象月の賃金×15%から逡減するように厚生労働省令で定める率

注① 支給対象月の賃金が、支給限度額(360,584円)を超えるときは、その支給対象月には支給されない。また、上記のように計算した額に支給対象月の賃金を加えた額が、支給限度額を超えるときは、「支給限度額-支給対象月の賃金」が支給される。

注② 支給額として計算した額が、2,061円を超えないときは、その支給対象月には支給されない。

注③ 60歳到達時等の賃金の月額は、473,100円を上限とし、77,310円を下限とする。

★なお、同月から、雇用保険の育児休業給付・介護休業給付の上限額なども変更されています。その内容についても、気軽にお尋ねください。

注目のデータ

男性の育児休業取得率は12.65% 過去最高

厚生労働省から、「令和2年度雇用均等基本調査(確報)」が公表されました(令和3年7月30日公表)。以下では、育児休業取得者の割合をピックアップしてみます。

令和2年度雇用均等基本調査／育児休業取得者の割合について

- 育児休業取得者の割合〔育児休業取得率〕

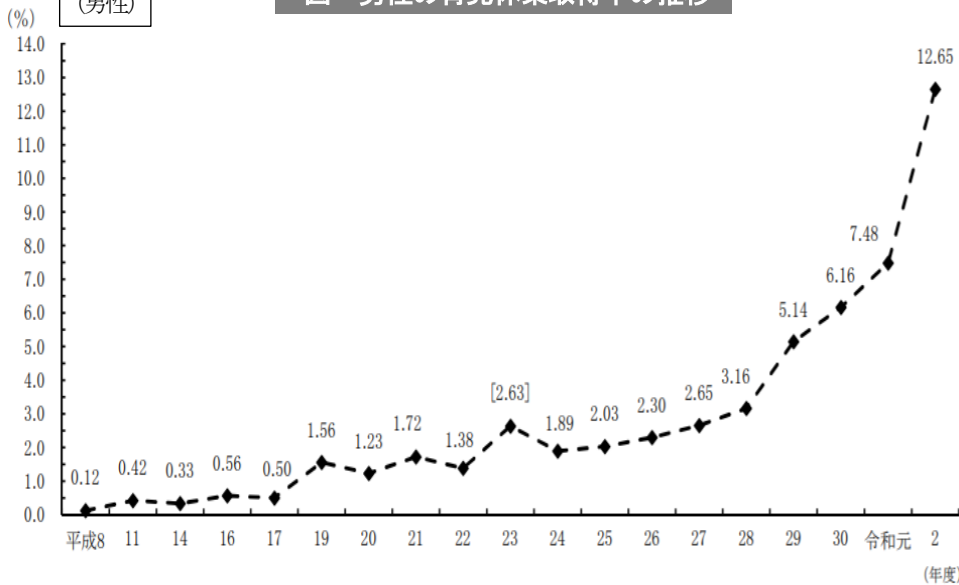
・女性：81.6% (令和元年度83.0%)

・男性：12.65% (令和元年度7.48%)

(補足) 有効回答があった3,591事業所(常用労働者5人以上)の調査結果を集計。



図 男性の育児休業取得率の推移



★男性の育児休業取得率について、政府は高い目標（2025年に30%）を掲げており、その向上を図るため、育児・介護休業法の改正が行われています。今回、高い伸びを見せましたが、今後、改正育児・介護休業法の施行に合わせて、さらに男性の育児休業取得率の向上のための取り組みが重要視されると思われます。今一度、改正育児・介護休業法の概要・施行時期などを確認しておきましょう。その対応なども含め、気軽にお声掛けください。

要確認

「特定個人情報を取り扱う際の注意ポイント」を公表(個人情報保護委員会)

個人情報保護委員会から、「特定個人情報を取り扱う際の注意ポイント」が公表されています。これは、特定個人情報を取り扱う場面において、注意すべきポイントを事例ごとに紹介するもので、事例ごとの対象者も示されています。

..... 「特定個人情報を取り扱う際の注意ポイント」事業者に関連する事例の一部を紹介

<ヒヤリハット事例集より>

- 人事異動があったので「従業員名簿」を修正し、社内の電子掲示板に掲示しようとしたところ、誤って同じフォルダーに保存していた「個人番号管理簿」を掲示しそうになった。
 - ☑ マイナンバー（個人番号）を管理するファイルは、他の人事管理ファイル等とは別のフォルダーに保存する方が安全です。
 - ☑ インターネット上のホームページで公表する場合だけでなく、社内の電子掲示板などにお知らせなどを掲示する場合も、公表等する資料に表計算ソフトの不要なシートや非表示部分など、開示できないものが含まれていないかよく確認しましょう。

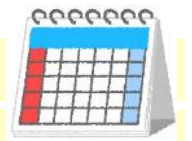
<漏えい等事案の事例集より>

- 経費削減のため、出力後に不要となった帳票等の裏紙を、コピー用紙やメモ用紙として再利用していたが、表面をふと見たところ、マイナンバー（個人番号）が記載されていた。
 - ☑ マイナンバー（個人番号）が記載された書面をコピー用紙やメモ用紙として利用すると、組織内の取扱ルールに基づく適切な管理ができなくなります。他の書類に混入して組織外の者に渡してしまった場合は漏えいとなりますので、ご注意ください。

★この「特定個人情報を取り扱う際の注意ポイント」は、特定個人情報を取り扱う際の注意点を再確認するのに適した資料です。ご覧になっておいたほうがよいと思いますので、ぜひお声掛けください。

お仕事
カレンダー
9月

9/10	● 8月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
9/30	● 8月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ● 7月決算法人の確定申告と納税・2022年1月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで) ● 10月・翌年1月・4月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで)



パワハラ防止対策 自主点検のお願い(東京労働局)

東京労働局から、職場のパワハラ防止対策に向けた自主点検の実施のお願いがありました(令和3年9月7日公表)。具体的には、事業主の方に、法の遵守のため、現時点における取組状況を『自主点検票』(東京労働局作成)により点検して欲しいということです。事業主の方が取組みやすいように『自主点検解説動画』も用意されています。

これを機に、自主点検を実施してみたいかでしょうか？ 管轄外の事業主の方でも利用できます。詳しくは、こちらをご覧ください。

<パワハラ防止対策(改正労推法) 自主点検>

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/kyoku_oshirase/_120743/jisyutennkenn.html

デジタル庁が発足しました ホームページを開設

令和3年9月1日、デジタル庁が発足しました。

デジタル庁は、デジタル社会形成の司令塔として、未来志向のDX(デジタル・トランスフォーメーション)を大胆に推進し、デジタル時代の官民のインフラを今後5年で一気に作り上げることを目指しています。

徹底的な国民目線でのサービス創出やデータ資源の利活用、社会全体のDXの推進を通じ、全ての国民にデジタル化の恩恵が行き渡る社会を実現すべく、取組を進めていくこととされています。

まだ、整備が整っていない感じがしますが、デジタル庁のホームページが開設されましたので、そのトップページを紹介しておきます。

<デジタル庁>

<https://www.digital.go.jp/>

歩合給がある場合の雇用調整助成金の助成額算定方法の変更(令和3年9月1日以降の休業から適用)のリーフレットを更新

厚生労働省から、「歩合給がある場合の雇用調整助成金の助成額算定方法が令和3年9月1日以降の休業から変わります」というリーフレットが公表されています(令和3年8月20日公表)。そのリーフレットを更新したとのお知らせがありました(令和3年8月31日公表)。また、参考様式のPDF版が公表されました。

詳しくは、こちらをご覧ください。

<リーフレット「歩合給がある場合の雇用調整助成金の助成額算定方法が令和3年9月1日以降の休業から変わります。」を更新しました>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

※参考様式のPDF版を公表

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000825535.pdf>